

平成 2 7 年 度

福井県における雇用施策実施方針

～人が支える元気なふくい～

福 井 労 働 局

福井県における雇用施策実施方針  
～人が支える元気なふくい～

第1	趣旨	1
第2	平成27年度の主な雇用施策	2
1	現下の雇用失業情勢への対応	2
	(1) 職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進	2
	(2) 原子力発電所の運転停止に伴う嶺南地域における雇用対策	2
2	若者の雇用対策の推進	3
	(1) 新規学校卒業予定者、未就職卒業者等に対する雇用対策	3
	(2) 若者の安定雇用の確保	4
3	人手不足分野における人材確保と雇用管理改善	5
4	子育てする女性等に対する雇用対策の推進	7
5	高齢者に対する雇用対策の推進	8
6	障害者等に対する雇用対策の推進	9
7	公的職業訓練を活用した就職支援	11
8	生活保護受給者等に対する就労支援	11
9	非正規雇用労働者に対する雇用対策	12
10	離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職実現	13
第3	雇用施策実施方針の概要	14

## 第 1 趣 旨

平成 26 年の福井県の経済情勢は、年初めから消費税引き上げ前の駆け込み需要発生を背景に、家電などの耐久消費財や宝飾品といった高額品なども堅調に推移しており、持ち直しの動きであった。

しかし、4 月以降は消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動による減少や、急激な円安の進行による物価上昇が追い打ちとなり、さらに、実質賃金の目減りや天候不順による季節的用品需要の低迷などから、個人消費の伸びが鈍化した。秋口から年末にかけては、消費税率引き上げの影響が残像するなど一部に弱い動きが残るものの、その影響は次第に薄れ、徐々に回復への期待感が増幅している。

雇用失業情勢は、有効求人数が平成 25 年 7 月以降 19 か月連続で前年を上回っている。また、求職者数では、昨年秋に、嶺南地域において大きな雇用調整があったものの、その後はみられなく、新規求職者が減少傾向で推移しており、有効求職者数も平成 25 年 3 月から 23 か月連続で前年を下回っている。この結果、平成 27 年 1 月の有効求人倍率は 1.55 倍となり、いざなぎ景気を上回る水準まで改善してきている。

しかし、当県の中小・零細企業においては、円安の進行による原材料費の高騰等の影響を受け、価格転嫁への対応が困難な状況が懸念される場所である。

こうした状況の中、今後、労働市場におけるマッチング機能を強化し、求人の充足を図るとともに、求職者に対する就職支援により早期再就職を促進するため、国と地方自治体が緊密に連携し、また、それぞれの強みを活かし、地域の実情に合った多様な雇用対策を迅速かつ的確に実施することが重要となっている。

このため、福井労働局長は、福井県の実情に応じた課題及びそれに対する施策を盛り込んだ雇用施策実施方針を福井県知事の意見を聞いて定めることにより、国の雇用施策と県の講ずる雇用施策とが密接な関連の下に、円滑かつ効果的に実施されるように努め、地域における雇用失業情勢の改善に積極的に取り組むこととする。

また、当該方針に定める事項について福井県知事から要請があったときは、その要請に応じるように努めることとし、これまで以上に地域において緊密な連携・協力を図っていくこととする。

## 第2 平成27年度の主な雇用施策

### 1 現下の雇用失業情勢への対応

#### (1) 職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進

雇用失業情勢は、有効求人数が増加傾向で推移し、有効求職者数が減少傾向にある中で、有効求人倍率は、いざなぎ景気を上回る水準まで改善しており、一部に弱さが見られるものの、改善が進んでいる。

こうした中で、労働市場におけるマッチング機能を強化し、求人の充足を図るとともに、求職者に対する就職支援により早期再就職を促進することが重要である。

#### 福井労働局が実施する業務

・ 求人開拓の重点を①正社員求人、②多くの求職者が希望する求人に置き、開拓求人の充実を図る。また、未充足求人の再受理に当たっては、充足可能性の向上の観点から、求人票の記載内容の見直し等を事業主に提案することにより良質求人の確保を図る。

・ 求人受理時に早期のあっせんの必要性があると判断した求人や求職者担当制の中で適格求職者が見いだされた求人に対しては、柔軟かつ機動的に充足計画を立て、適格求職者に対して来所勧奨型紹介等により能動的マッチングを行う。また、管内の求人・求職・紹介状況等から充足可能性基準を設定するとともに、継続的に設定した基準の見直しを行い、対象求人の選定や求職者とのマッチングに活用し、再就職を促進する。

#### 福井県が実施する業務

・ ふくいジョブカフェにおいて、求人開拓を行うとともに、アドバイザーがマンツーマンで就職を支援することにより、早期の就職や正規雇用につなげる。

・ 県産業技術専門学院や民間の教育訓練機関への委託により、多様な職業訓練をいつでも受講できるよう、ハローワーク管内ごとに切れ目のない訓練の機会を提供し、早期の就職や正規雇用につなげる。

#### (2) 原子力発電所の運転停止に伴う嶺南地域における雇用対策

現在県内にある原子力発電所は商業用原子炉13基全てが停止している状況にあり、再稼働等の先行きについても不透明であることから、嶺南地域の雇用情勢や原子力発電所関連事業で働く人々の雇用や労働条件等への影響が引き続き懸念されており、今後の動向を注視しながら、必

要な措置を講じる必要がある。

#### 福井労働局が実施する業務

- ・嶺南地域のハローワークに特別相談窓口を昨年度に引き続いて開設し、事業主に対して雇用に関する相談を実施するとともに、雇用調整助成金制度の活用を図り雇用の維持に努める。
- ・離職を余儀なくされた方々に対しては、きめ細かな職業相談・職業紹介を行い、さらに、個々の求職者ニーズに応じた求人開拓及び職業訓練等の受講あっせん等就職支援を実施する。

#### 福井県が実施する業務

- ・商工団体や金融機関と連携し、嶺南地域の中小企業の経営改善や受注拡大のための従業員のスキルアップ支援を実施する。

## 2 若者の雇用対策の推進

### (1) 新規学校卒業予定者、未就職卒業者等に対する雇用対策

新規学校卒業予定者を取り巻く就職環境は、景気回復の動きが続いていることから求人の持ち直しの傾向がみられ、就職内定率も上昇しているものの、求人企業においては、依然、厳しい選考採用の動きもみられることから、卒業までに就職が決まらない学生・生徒の発生が懸念される場所である。このため、教育機関等との連携による就職支援を強化して未就職卒業者を発生させないための機動的な雇用対策を推進することが重要である。

また、離職させない対策として、就職後の定着への支援を行うとともに、劣悪な雇用管理を行い、若者の「使い捨て」が疑われる企業等については、各方面でその存在と対策の必要性が指摘されていることから、相談体制、情報発信、監督指導等の対策を強化する必要がある。

#### 福井労働局が実施する業務

- ・数多くの求人の中から、幅広い職業選択を可能とするため、早い段階から積極的な求人開拓を実施するとともに、地域の関係機関等との連携を図り、学卒ジョブサポーターの計画的な学校訪問等により支援ニーズ等の把握に努め、機動的な面接会を開催等により就職支援を強化する。
- ・新卒応援ハローワークにおいて、既卒3年以内の者を新卒扱いとすることの促進や卒業後も「正社員就職をあきらめさせない」継続的な支援、

就職後の定着支援を強化する。

- ・若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策として、新卒応援ハローワークに「在職者向け相談窓口」の設置を行い、相談体制を強化する。
- ・平成27年度大学等卒業・修了予定者から、広報活動時期は卒業・修了年度に入る直前の3月1日に開始、採用選考活動は卒業・修了年度の8月1日以降に開始となるため、就職・採用活動開始時期変更の円滑な実現と未内定就活生への各種就職支援の充実を図る。

#### **福井県が実施する業務**

- ・職業系高校および定時制・通信制高校に就職を支援するためのコーディネーターを配置し、企業のニーズに合った職業教育を進めるとともに、教員と連携して求人開拓やきめ細やかな就職支援を行っていく。
- ・主に高校2年生に対して、将来の進路選択に有効なインターンシップを積極的に実施していく。
- ・特別な支援を要する生徒（高校・特別支援学校）が行う企業実習において、ジョブコーチと教員が作業指導等のサポートを行い、一般企業への就労を促進する。
- ・採用活動開始時期の変更により、活動期間が短くなっても、県内企業が学生に自社の魅力を十分伝えられるよう、また、学生も県内企業の魅力を知ることができるよう、合同企業説明会や企業の若手社員と学生の交流会などを実施する。
- ・就職後の定着を促進するため、入社1年目の社員を対象に県内6地域において研修・交流会や、企業の人事・労務担当者を対象にしたセミナーなどを実施する。

## **(2) 若者の安定雇用の確保**

中小企業の事業内容等の情報については、学生等にとって入手し難いので、求人票に記載された情報だけでなく、更に積極的な企業情報の開示が重要となっている。

また、フリーター等に対しては、個別支援など専門支援を中核として、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングに基づく、トライアル雇用、職業訓練、キャリアアップ助成金等の活用促進等や関係機関と連携した就職支援を推進することが重要である。

#### **福井労働局が実施する業務**

- ・若者と中小企業とのマッチングを強化するため、若者の採用・育成に積極的な中小企業による「若者応援宣言企業」の周知や求人確保を行い、就職面接会の開催等による積極的なマッチングを実施する。
- ・非正規雇用の若者の雇用の安定及び職業能力の向上を図るため、中小企業に対し、キャリアアップ助成金の積極的な活用を促進する。
- ・「わかもの支援コーナー」や「わかもの支援窓口」などを通じて、担当者制によるジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを行う。また、職業訓練・トライアル奨励金等を活用し、きめ細かな個別支援を行い、正規雇用化を強化する。
- ・若者等の専門的・実践的な教育訓練の受講による中長期的なキャリア形成の促進を図るため「教育訓練給付金」の拡充が図られており、当該制度の円滑な施行を行う等、キャリア形成の促進を図る。

#### **福井県が実施する業務**

- ・ふくいジョブカフェにおいて、求人開拓を行うとともに、アドバイザーがマンツーマンで就職を支援することにより、早期の就職や正規雇用につなげる。(再掲)
- ・県産業技術専門学院や民間の教育訓練機関への委託により、多様な職業訓練をいつでも受講できるよう、ハローワーク管内ごとに切れ目のない訓練の機会を提供し、早期の就職や正規雇用につなげる。(再掲)
- ・情報誌や動画などを活用し、学生の視点で本県企業の魅力を伝える事業を実施するとともに、ウェブサイト「働くなら、福井！」により県内企業の採用等の情報提供を行い、就職活動を行う学生を支援する。
- ・ふくい若者サポートステーションにおいて、臨床心理士による心理カウンセリング等の後、コミュニケーションスキル等の習得訓練を行ったうえで、企業での労働体験などを実施し、若年無業者の社会的自立を支援する。

### **3 人手不足分野における人材確保と雇用管理改善**

雇用情勢の着実な改善に伴い、多くの分野で労働力需給が逼迫してきている。特に、今後ますます需要の拡大が見込まれる介護、看護、保育といった社会保障分野や建設分野などにおいて、構造的な人材不足問題が深刻化してきている。

これらの分野の人材確保のために、それぞれの職場の魅力を高め、そこに人を誘導するとともに、個々の能力を高めて更なるキャリアアップに結

びつけいくことが重要であり、人材の確保・育成対策を総合的に推進していく必要がある。

#### 福井労働局が実施する業務

・人手不足分野における人材確保のために、雇用管理改善につながる制度を導入し、職場定着の促進を通じて人材不足の解消を図る事業主に対する助成金を支給する。

また、分野ごとの特性を踏まえた雇用管理改善方策の周知・啓発や業界ぐるみ・地域ぐるみでの集団的な雇用管理改善の実践を促進するための雇用管理改善促進事業を推進するとともに、局・ハローワークによる啓発運動を行うなど、あらゆる機会を活用して雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」を推進する。

・ハローワーク福井に設置している「福祉人材コーナー」を中心に全ハローワークをあげて、介護・医療・保育職種への就業を希望する求職者に対する就職支援サービス及び当該分野の求人者に対する充足支援サービスを提供する。

また、不足している建設労働者を確保・育成するため、建設関係職種の未紹介・未充足求人へのフォローアップの徹底や建設分野への就職を希望しない者が同職種の就職を検討する契機となるよう、建設分野の求人状況の情報提供等を図る「建設人材確保プロジェクト」を推進する。

・人手不足分野での就職支援を強化するため、公共職業訓練、求職者支援訓練において県及び業界団体等と連携し、地域のニーズを取り入れた訓練コースの充実を図る。

#### 福井県が実施する業務

・介護分野においては、学校・地域での説明会および介護職場体験の実施等によるイメージアップや、コーディネーター設置によるマッチング機能の強化を通じて、介護人材の掘り起こしを図る。

・福祉人材センターに配置した専門員や中小企業診断士などの専門家が介護事業所を訪問し、職員の処遇や労働環境の改善に向けた助言・指導を行う。

また、処遇改善等に積極的に取り組む事業所の情報を「見える化」し、経営努力を促すことにより、処遇や労働環境の改善を進め、人材の確保と定着の促進を図る。

・医療分野においては、再就業を希望する看護職員を対象とした体験研修を開催するほか、ナースサポーターによる求人施設と求職者のマッチング



促進や求人施設への訪問相談、ハローワークとの連携による出張相談会の開催などを行う。

- ・県内外の看護学生等の県内への就業を促進するため、県内外での就職相談会の開催や看護学生インターンシップ等を実施する。
- ・保育分野においては、今後、保育需要の減少が見込まれるが、賃金改善や1・2歳児への保育士加配、産休に伴う代替職員配置への支援などにより保育士の負担軽減や仕事と子育ての両立支援を図り、魅力ある職場づくりを進める。

#### 4 子育てする女性等に対する雇用対策の推進

急速な少子化の進行により、労働力人口は減少局面に入っており、女性労働力の活用は一層重要となっている。しかし、子育て中または子育て後の女性は、いったん退職すると希望に沿った再就職が困難な場合が多い状況にある。また、育児は女性のみならず男性の問題でもあるが、子育て世代の男性に長時間労働が多く、育児休業や年次有給休暇の取得率が低く、家事・育児への参加度合が低調となっている。このため、地方自治体等との連携のもと、結婚、出産、子育てなどのライフサイクルの中で女性が意欲と能力を十分発揮して働くことができるよう、子育てしながら就職を希望する者に対する就職支援を充実させるとともに、仕事と家庭が両立できる「働き方」を実現し、子育てに関する環境を改善する必要がある。

##### 福井労働局が実施する業務

- ・「ハローワーク福井マザーズコーナー」や「ハローワークたけふマザーズコーナー」において、子供連れで来所しやすい環境を整備し、子育てしながら就職を希望する女性等に対して就職支援サービスを提供する。
  - ・児童等を扶養する母子家庭の母等に対して、家庭環境に配慮した職業相談・職業紹介を実施する。
  - ・福井県と連携し、求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスを提供する。
- また、ふくい女性活躍支援センターとハローワーク福井マザーズコーナーの連携協力により、子育てする女性等を対象とした再就職支援セミナーを開催するなど、関係機関との連携により、子育てする女性等に対する再就職支援を図る。
- ・所定外労働時間の削減及び年次有給休暇の取得促進等を推進するため、

県内のリーディングカンパニーのトップに働きかけを行うとともに、県内企業に対し「働き方・休み方改善指標」を用いた自己診断や日本各地の企業の先進的な取組事例が掲載されたポータルサイトの活用を促進する。

#### 福井県が実施する業務

- ・ふくい女性活躍支援センターにおいて、就職相談から求人情報の提供、紹介状発行、面接、就職後のアフターフォローまで、ワンストップで支援する。また、再就職の相談に加え、県全域の保育所や子育てサービスの提供、育児休業復帰時の子育ての悩み相談を実施する。
- ・子育て等により離職した女性に対し、職場復帰に必要な実務能力の向上を図る職業訓練に託児サービスを提供するなど、訓練を受けやすい環境づくりを進める。
- ・離職してから長期間経過した女性に対しては、ふくい女性活躍支援センターやハローワークマザーズコーナー等と連携したキャリア・コンサルティング、職業紹介など対象者の状況に応じたきめ細かな支援を行う。併せて、就職に結びつきやすいデュアル訓練を実施するほか、国が実施する求職者支援制度を幅広く紹介して活用を促しハローワークへの誘導を図る。
- ・母子家庭の母および父子家庭の父を対象に、就業相談の実施やパソコン講習、介護職員初任者研修など就業につながる技能、資格取得のための就業支援講習会を無料で実施する。
- ・看護師や介護福祉士等の資格を取得し自立を目指す母子家庭の母または父子家庭の父に対する高等職業訓練促進給付金の支給や、就職やキャリアアップのために指定講座を受講し修了した場合の教育訓練給付金の支給などにより、就業を支援する。
- ・育児や介護による離職者の再雇用制度や法定以上の育児休業制度の導入・利用を促す奨励金を創設するなど、女性のライフスタイルに合わせた柔軟な働き方の実現を促し、女性が働きたくなるような魅力ある企業づくりを支援する。

## 5 高齢者に対する雇用対策の推進

少子高齢化が急速に進展する中、高齢者が健康で、意欲と能力のある限り年齢にかかわらず、企業や地域社会の支えとして活躍し続けることができる「生涯現役社会」の実現が求められていることから、企

業への支援策の充実、高年齢者の再就職支援の充実、高年齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大等に取り組んでいく必要がある。

#### 福井労働局が実施する業務

- ・平成26年高年齢者雇用状況報告の結果を踏まえ、高年齢者雇用確保措置未実施事業主に対して的確に助言・指導を実施する。
- ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福井支部の高年齢者雇用アドバイザーと連携し、生涯現役社会に向けた取組みを行う企業に対する相談・援助等の支援や他の事業主に対する成果の普及を図る。
- ・ハローワーク福井に高年齢者総合相談窓口を設置し、長期失業者や離転職を繰り返す等の高年齢求職者に対して、チーム支援を実施するとともに、地域のニーズに応じた技能講習等の機会を提供するシニアワークプログラム事業を実施することにより、再就職を促進する。
- ・県と連携し、会員及び就業機会の拡大の取組を支援することにより、企業の人手不足や育児関係業務のサポート等を含む、地域の多様なニーズに応じたシルバー人材センターの活動を推進する。

#### 福井県が実施する業務

- ・公益社団法人福井県シルバー人材センター連合への財政的支援を通じ、高齢者の就業機会の確保・拡大を図る。
- ・高年齢者雇用促進月間などの機会を捉えパネル展を開催するなど、県民に対し高年齢者雇用への理解を深める。

## 6 障害者等に対する雇用対策の推進

平成26年6月1日現在の民間企業の実雇用率は7年連続で2%台を維持しているものの、依然として雇用率未達成企業の割合は、全体の半数近くを占めている状況であることから、事業主の障害者雇用に対する不安を解消していくとともに、雇用率達成指導を戦略的かつ計画的に実施する必要がある。

また、局やハローワークが中心となり、福井障害者職業センターや障害者就業・生活支援センターなど関係機関との連携による就職支援に加え、雇用された障害者の職場定着支援の強化が求められる。

さらに、近年急増する精神障害、発達障害をもつ求職者及び難病患者やがん等の長期にわたる治療等が必要な疾病を持つ求職者について、そ

の障害特性や症状特性に応じたきめ細かな支援を実施するとともに、事業主に対しても雇用管理のノウハウの提供などの支援を積極的に実施することにより、一層の雇用促進を図ることが重要である。

このほか、平成28年4月に施行される改正障害者雇用促進法に基づく雇用分野における障害者の差別の禁止及び合理的配慮義務に係る規定について事業主等への周知を図り、円滑な施行に取り組むことが必要である。

#### 福井労働局が実施する業務

- ・雇用率達成指導対象企業リストを作成し、指導の進捗状況を確認した上で、指導方針を立てて戦略的かつ計画的に実施する。
- ・障害者職業センターや特別支援学校等と連携し支援を行う「チーム支援」について、就労移行支援事業所等の福祉施設や地方自治体、医療機関なども含めた地域の関係機関との更なる連携体制の強化を行い、就職準備から職場定着までの一連の支援を実施することで、福祉・教育・医療から雇用への移行を促進する。
- ・障害者一人ひとりの状況に応じた就職支援を実施するとともに、就職後の職場定着指導についても徹底を図る。
- ・「精神障害者雇用トータルサポーター」、「就職支援ナビゲーター(発達障害者等支援分)」、「難病患者就職サポーター」、「就職支援ナビゲーター(長期療養者支援分)」をそれぞれ配置し、精神障害者、発達障害者、難病患者、がん患者に対して障害特性や症状特性に応じた支援を行う。

#### 福井県が実施する業務

- ・障害者就業・生活支援センターに障害者等雇用促進支援員を配置し、企業訪問による求人開拓を行うとともに、本県独自の企業への短期就業体験事業を実施し、職場適応訓練や国の事業であるトライアル雇用につなげていくことで、一般企業への就労を支援する。
- ・県産業技術専門学院において、施設内訓練を実施するとともに、民間教育機関等を活用した知識・技術習得のための訓練を行う。
- ・難病支援センターに難病患者就労相談員を配置し、就労に関する相談・指導を実施するとともに、関係機関の調整や医療機関の協力体制の構築を行うことで、難病患者が就労を円滑に行えるよう支援を行う。
- ・県内のがん診療連携拠点病院に支援を行い、メディカルソーシャルワーカーなどを配置し、がん患者の就労相談や企業との勤務に関する調整を行う。

- ・県の広報番組、広報誌、ホームページ等により障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率制度についての周知や、障害者就労のために必要な雇用支援策に関する情報提供を行う。
- ・障害者雇用支援月間に、ふくい障害者フェア、ふくい障害者雇用推進セミナー等を開催し、県民に対し障害者雇用への理解を深める。
- ・障害者施設が実施している事業を、経営効率の高い形態に転換できるよう支援し、賃金の低い事業所の底上げを図ることにより、障害者賃金のさらなる向上に努める。
- ・障害者が、能力に応じて一般就労に近い形で働く施設外就労について、県内の各企業に理解と協力を求め、受入れ企業の拡大を図る。

## 7 公的職業訓練を活用した就職支援

能力開発が必要な者に対する支援制度や訓練コースの周知並びに受講勧奨及び勧誘を行うとともに、訓練受講希望者に対するジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング機能を強化していく必要がある。

また、求人が増加する中で地域の人材ニーズに沿った訓練施設やハローワークによるきめ細かな就職支援により、雇用保険が適用される安定した就職の実現に向けて一層充実していく必要がある。

### 福井労働局が実施する業務

- ・求人者及び求職者の職業訓練ニーズを把握し、県等に情報を提供する。
- ・福井県地域訓練協議会において、地域の求職者の動向や訓練ニーズに対応した訓練実施分野・規模等について検討し、福井県と一体的な計画の実施に向け、調整を図り地域職業訓練実施計画を策定する。
- ・求職者の適性・能力を踏まえた訓練への誘導を行い、訓練受講中及び訓練修了後にはきめ細かな就職支援を実施する。

### 福井県が実施する業務

- ・県産業技術専門学院や民間の教育訓練機関への委託により、多様な職業訓練をいつでも受講できるよう、ハローワーク管内ごとに切れ目のない訓練の機会を提供し、早期の就職や正規雇用につなげる。(再掲)

## 8 生活保護受給者等に対する就労支援

生活保護受給者は増加傾向で推移しており、児童手当受給者等を含め、

生活困窮者を広く対象として、就労支援を抜本的に強化し、生活困窮者等の就労による自立を促進する必要がある。

#### 福井労働局が実施する業務

- ・自治体に対する巡回相談の実施等ワンストップ型の支援体制を整備するとともに、支援対象者については、生活保護の相談者で受給に至らないボーダー層を含めて支援を行う。
- ・就職した者については、一定の時期を捉えたフォローアップを実施し、再び生活保護受給者等にならないよう支援する。
- ・「生活困窮者自立支援法」の施行に伴い、福井県が実施する自立相談支援事業等において連携体制を構築し、生活保護受給者などの生活困窮者に対する就労支援を強化する。

#### 福井県が実施する業務

- ・県内9市および社会福祉協議会と連携を図りながら、就職活動中の住宅費の給付や生活福祉資金貸付、公的給付受給までの当座の生活費の貸付など、失業者等のセーフティネット対策の充実を図り、失業者等の生活を支援する。
- ・支援対象者に対して、「生活困窮者自立支援法」に基づく自立生活のためのプランを作成し、自立相談支援事業等について、労働局・ハローワークと連携体制を構築し、生活保護受給者等生活困窮者に対する就労支援を強化する。

## 9 非正規雇用労働者に対する雇用対策

非正規雇用労働者については、雇用が不安定、経済的自立が困難、職業キャリアの形成が不十分等の問題があり、無業・失業状態から雇用につなぎ、さらに正規雇用へと結びつけることが必要である。

#### 福井労働局が実施する業務

- ・非正規雇用に従事する若者でスキルが十分でない者については、求職者支援制度やジョブ・カード制度等を活用して職業能力を形成し、トライアル雇用などの制度を活用して就職促進を図る。
- ・正規雇用として働くことを希望する者に対しては、積極的な求人開拓や職業相談、適切な訓練受講指示等、一貫したきめ細かな就職支援を行う。

- ・企業内での正社員転換や人材育成、処遇改善などキャリアアップの取組みを促進するためキャリアアップ助成金の積極的な活用を促すとともに、キャリアアップに関するガイドラインを周知し、事業主の実情に応じたきめ細かな相談支援を行う。

#### 福井県が実施する業務

- ・ふくいジョブカフェにおいて、求人開拓を行うとともに、アドバイザーがマンツーマンで就職を支援することにより、早期の就職や正規雇用につなげる。(再掲)

- ・県産業技術専門学院や民間の教育訓練機関への委託により、多様な職業訓練をいつでも受講できるよう、ハローワーク管内ごとに切れ目のない訓練の機会を提供し、早期の就職や正規雇用につなげる。(再掲)

## 10 離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職実現

円安傾向による輸出関連産業の好調により景気は回復傾向にあるが、原材料の高騰などによる影響により先行きに不安感もある。

また、原子力発電所の再稼働時期についても先行き不透明であることから、雇用への影響が懸念される場所である。

そのため、管内の企業・経済団体等と接触して、経営や雇用の動向を把握するなどにより、大量離職者の発生や時期、規模等について迅速な情報収集に努め、適切な対策を講じる必要がある。

#### 福井労働局が実施する業務

- ・日頃から、管内企業の動向を的確に把握・分析し、大量離職者が発生した場合は、福井県・関係市町等と連携し、雇用対策本部や相談窓口を設置するなどして、離職者の再就職を支援する。

- ・早期再就職を図る事業主や対象労働者を受け入れ、労働者のスキルアップやスキルチェンジを図る訓練を行う事業主を支援するため、労働移動助成金制度の活用について周知を図るとともに、労働者の再就職を支援する事業主からの個別の相談に丁寧かつ適切に対応し、離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職を実現する。

#### 福井県が実施する業務

- ・日頃から、商工団体、金融機関等の関係機関と連携を密にし情報の収集に努めるとともに、必要に応じて、福井労働局等と連携し雇用の維持に向けた対策を機動的に実行する。

福井県における雇用施策実施方針 ～人が支える元気なふくい～

福井県における経済活力の維持・発展のため、雇用機会を確保・創出するとともに、学卒者をはじめとする若者、女性、高齢者、障害者など全ての人が能力を發揮して働くことのできる環境を整えるため、福井県と福井労働局とが連携し、以下の雇用施策を機動的に推進する。

福井労働局の主な施策	福井県と福井労働局との連携施策	福井県の主な施策
正社員求人や多くの求職者が希望する求人に重点を置き、開拓求人の充実を図る。的確な求人・求職のマッチングの実施など早期再就職の促進と求人充足対策の強化。	職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチング	ふくいジョブカフェにおいて、求人開拓を行うとともに、アドバイザーがマンツーマンで就職を支援することにより、早期の就職や正規雇用につなげる。
福南地域のハローワークに特別相談窓口を開設し、雇用調整助成金等の活用による雇用維持を図る。離職を余儀なくされた方々には、担当者制によるマンツーマン支援などきめ細やかな就職支援を実施。	原子力発電所の運転停止に伴う福南地域における雇用対策	商工団体や金融機関と連携し、福南地域の中小企業の経営改善や受注拡大のための従業員のスキルアップ支援を実施。
早い段階からの積極的な求人開拓を実施するとともに、学卒ジョブサポーターの計画的な学校訪問による支援の把握の把握、機動的な面接会を開催による就職支援。未内定者の継続的な支援や就職後の定着指導、若者の「使い捨て」が疑われる企業への対応として「在職者向け相談窓口」の設置を行い、相談体制を強化。就職・採用活動開始時期変更の円滑な実現と未内定就活生への各種就職支援の充実を図る	新規学校卒業予定者、未就職卒業者等の雇用対策	コア企業による就職支援やインターンシップを実施。特別な支援を要する生徒を対象にした企業実習やサポーター制による企業への就職促進。採用活動開始時期変更によりその期間が短くなった場合、県内企業の魅力を十分伝えられるよう、合同企業説明会や企業の若手社員と学生との交流事業などを実施。就職後の定着を促進するため、入社1年目の社員を対象とした研修や企業の人事・労務担当者を対象としたセミナーなどを実施。
「若者師匠宣言企業」の周知や求人確保を行い、就職面接会の間接等によるマッチングの実施。「わかもの支援コーナー」等による就職支援を強化。非正規雇用の若者の雇用安定等を図るため、キャリアアップ助成金の活用を促進。	若者の安定雇用の確保	情報誌や動画などを活用し、学生の視点で本県企業の魅力を伝える事業を実施することにも、ウェビナー「働くなら、福井！」により県内企業の採用等の情報を提供。広く若い若者サポーター・ジョブにおいて、臨床心理士による心理カウンセリング等の後、コミュニケーションスキル等の習得訓練を行ったうえで、企業での労働体験などを実施し、若年無業者の社会的自立を支援。
人手不足分野における人材確保対策として、雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の推進や、ハローワーク福井に設置している「福祉人材センター」を中心に介護、医療・保育職種への就業希望者及び求人者に対して支援サービスを提供。また、建設労働者の確保・育成のため「建設人材確保プロジェクト」を推進。さらに、業界団体等と連携し地域・業界・企業を取り入れた公的職業訓練コースの充実。	人手不足分野における人材確保と雇用管理改善	介護分野においては、学校・地域での説明会、介護職場体験の実施等によりイメージアップを図り、コア企業等に配置しマッチング機能を強化。如遇改善等に積極的に対応し、就業希望者の就業希望者及び求人者に対して支援サービスを提供。また、建設労働者の確保・育成のため「建設人材確保プロジェクト」を推進。さらに、業界団体等と連携し地域・業界・企業を取り入れた公的職業訓練コースの充実。
「ハローワーク福井マガジン」及び「ハローワーク」及び「ハローワーク」の活用を促進。ハローワーク福井マガジン」及び「ハローワーク」の活用を促進。子育てしなから就職を希望する女性等に対して就職支援サービスの実施。児童等を扶養する母子家庭の母等に対して、家庭環境に配慮した職業相談・職業紹介の実施。所定外労働時間の削減及び年次有給休暇の取得促進等を推進するとともに、県内のリーディングカンパニーのトップに働きかけを行うとともに、県内企業に対し「働き方・休み方改善指針」を用いた自己診断や日本各地の企業の先進的な取組事例が掲載されたポータルサイトの活用を促進。	子育てする女性等の雇用対策	ふくい女性活躍支援センターにおいて、就職相談から求人情報の提供、紹介状発行、面接、就職後のアフターフォローまで、ワンストップで支援。子育てをする女性に対し職業訓練における託児サービスを提供。離職してから長期間経過した女性に対しキャリアコンサルタント等を実施。母子家庭の母等に対し、就業相談や就業支援講習会の無料実施のほか、高等技能訓練促進給付金等の支給により就業を支援。育児や介護による離職者の雇用利用制度や法定以上の育児休業制度の導入・利用を促す奨励金を創設すること、女性が働きやすくなるような魅力ある企業づくりを支援。
改正高年齢者雇用安定法に基づく、事業主への的確な助言・指導のほか、生涯現役社会への取り組みを行う企業に対する相談・援助。高齢者総合相談窓口を設置し、長期失業等の高年齢求職者に対するチーム支援を実施。シルバー人材センターの活動を推進。	高年齢者の雇用対策	福井県シルバー人材センター連合会への財政的支援を通じ、高齢者の就業機会の確保・拡大を支援。高年齢者雇用促進月間などの機会を捉えハネル度を開催するなど、県民に対し高年齢者雇用への理解を促進。
雇用率達成指導の戦略的・計画的実施。福祉施設や特別支援学校等関係機関と連携し、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」の推進。精神障害者、発達障害者、難病患者、さらにはがん患者等長期療養者に対する個々の特性に応じた支援。	障害者等の雇用対策	障害者就業・支援センターに支援員を配置し、求人開拓を行うとともに、障害者の短期就業体験等を通じて障害者の就業を支援。県の広報番組等により、雇用支援策に関する情報提供を行うとともに、ふくい障害者フェア、ふくい障害者雇用推進セミナーを開催。また、障害者施設の利用促進を支援する奨励金を創設し、利用を促す奨励金を創設すること、女性が働きやすくなるような魅力ある企業づくりを支援。
求人者及び求職者の職業訓練ニーズに対応し、県が実施する職業訓練と一体的な計画の実施に向け調整を図り、地域職業訓練実施計画を策定、訓練受講中及び修了後のきめ細かな就職支援の実施。	公的職業訓練を活用した就職支援	県産業技術専門学校や民間の教育訓練機関への委託により、多様な職業訓練をいつでも受講できるよ、ハローワーク管内こと切れ目的のない訓練の機会を提供。
巡回相談等のワンストップ型の支援体制を整備し、受給に至らないポーターに併せて、受給後や就職後のフォローアップの実施。「生活困窮者自立支援事業」の施行に伴い県等が実施する「自立相談支援事業」等と生活保護受給者等自立促進事業との連携を構築し、就業支援を強化。	生活保護受給者等の就業支援	市や社会福祉協議会と連携し、就職活動中の住宅費の給付や生活福祉資金貸付、公的給付や給付までの自立の生活費貸付など、失業者等の生活を支援。「生活困窮者自立支援法」に基づく自立支援のためのプランを作成し、「自立相談支援事業」等について労働局と連携体制を構築し、生活保護受給者等生活困窮者に対する就業支援を強化。
非正規雇用に従事し、スキルが十分でない者については、ジョブ・カー・カード制度等を活用し、職業能力を形成し就職を促進。非正規雇用労働者の企業内での正社員転換や人材育成、処遇改善などキャリアアップの取組を促進するため、「キャリアアップ助成金」を積極的に活用。	非正規雇用労働者の雇用対策	ふくいジョブカフェにおいて、求人開拓を行うとともに、アドバイザーがマンツーマンで就職を支援。県産業技術専門学校や民間の教育訓練機関への委託により、多様な職業訓練を用いても受講できるよ、ハローワーク管内こと切れ目的のない訓練の機会を提供。
管内企業の動向を的確に把握・分析し、大量離職が発生した場合に、雇用対策本部や相談窓口の設置等、迅速かつ適切に対応。労働移動助成金の周知・活用を図り、離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職を実現。	離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職実現	商工団体、金融機関等の関係機関と連携を密にし情報収集に努めるとともに、労働局等と連携し雇用維持に向けた対策を機動的に実施。